

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】令和7年6月23日(2025.6.23)

【国際公開番号】WO2023/061534
 【公表番号】特表2024-537364(P2024-537364A)
 【公表日】令和6年10月10日(2024.10.10)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-190
 【出願番号】特願2024-522294(P2024-522294)
 【国際特許分類】

10

E 0 5 B 8 1 / 9 0 (2 0 1 4 . 0 1)

E 0 5 B 7 9 / 0 8 (2 0 1 4 . 0 1)

【FI】

E 0 5 B 8 1 / 9 0

E 0 5 B 7 9 / 0 8

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月13日(2025.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実質的に回転ラッチ(1)と爪部(2)とからなるロック機構(1,2)と、さらに電動駆動装置(3,4,5)と、少なくとも解除レバー(7)および制御レバー(9)を有する作動レバー機構とを備える、自動車用ロック、特に、自動車ドア用ロックにおいて、

30

前記駆動装置(3,4,5)は、前記ロック機構(1,2)を開放する解除レバー(7)および前記制御レバー(9)の両方に動作することが可能であり、

前記ロック機構(1,2)は、前記電動駆動装置(3,4,5)の助けを借りて通常動作中にモータによって開放され、前記制御レバー(9)は、この動作中に連続的に「ロックされた」位置にあるが、手動で作動可能な動作レバー(11)の助けを借りて前記ロック機構(1,2)を開放することはできず、

前記制御レバー(9)の助けを借りて、クラッチレバー(12)を、前記制御レバー(9)の「ロック解除」状態に対応する係合位置に移行させることができ、この係合位置において、前記解除レバー(7)は手動で付勢され、前記電動駆動装置(3,4,5)に代えて、前記動作レバー(11)の運動により前記ロック機構(1,2)が開放され、

前記解除レバー(7)と協働する力伝達要素(14)は、前記ロック機構(1,2)の緊急開放のために設けられており、これにより、前記電動駆動装置(3,4,5)による前記ロック機構(1,2)への回転運動が、設計に応じて並進または減速され、

40

最後に、前記力伝達要素(14)は、レバー又はレバーアームとして設計され、前記レバー又はレバーアームは、前記解除レバー(7)に接続され且つそれに結合可能である、自動車用ロック。

【請求項2】

前記制御レバー(9)は、全体に亘って「ロックされた」位置にあることを特徴とする、請求項1に記載の自動車用ロック。

【請求項3】

前記制御レバー(9)は、双安定に設計され、「ロック解除」および「緊急開放」の位置をとり、必要に応じて「ロックされる」ことを特徴とする、請求項2に記載の自動車用

50

ロック。

【請求項 4】

前記力伝達要素（14）は、前記制御レバー（9）の制御輪郭部（10）に食い込んでいることを特徴とする、請求項 3 に記載の自動車用ロック。

【請求項 5】

前記力伝達要素（14）は、パネ（15）を装備していることを特徴とする、請求項 4 に記載の自動車用ロック。

【請求項 6】

前記パネ（15）は、前記力伝達要素（14）を前記制御輪郭部（10）の停止縁部（10a, 10b）に対して展開状態に保持することを特徴とする、請求項 5 に記載の自動車用ロック。

10

【請求項 7】

前記パネ（15）は、前記停止縁部（10b）および前記力伝達要素（14）にそれぞれ当接する脚部を備えた螺旋パネとして装備されることを特徴とする、請求項 6 に記載の自動車用ロック。

【請求項 8】

前記動作レバー機構の構成部品として、手動動作可能な動作レバー（11）が設けられていることを特徴とする、請求項 7 に記載の自動車用ロック。

【請求項 9】

前記動作レバー（11）には、前記制御レバー（9）によって付勢されるクラッチレバー（12）が装着されていることを特徴とする、請求項 8 に記載の自動車用ロック。

20

【請求項 10】

前記電動駆動装置（3, 4, 5）は、従動プーリ（4）と制御要素（5）とを有することを特徴とする、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の自動車用ロック。

30

40

50